

豊中市国民保護計画変更の新旧対照表

1 国が定める「国民保護に関する基本指針」の改正に伴う変更

(1) 現地調整所の設置

◆ 第2編 第1章 第2節 3 現地対策本部の設置 (47頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>3 現地対策本部の設置</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">記 載 な し</p>	<p>3 現地対策本部の設置</p> <p><u>(4) 現地調整所の設置</u></p> <p style="text-indent: 2em;"><u>市長は、被災現地における国民保護措置を実施するため、現地関係機関（府、府警察、自衛隊、第五管区海上保安本部、医療機関、その他関係機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、災害の状況が甚大な場合又は当該措置が市の区域を越えて実施しなければならない場合等、現地調整所を速やかに設置し、関係機関の間の連絡調整を図る。</u></p>

(2) 合同対策協議会への参加

◆ 第2編 第1章 第3節 1 国・府の対策本部との連携 (48頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>1 国・府の対策本部との連携</p> <p>市は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。</p> <p>また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、これらの現地対策本部と緊密な連携を図る。</p>	<p>1 国・府の対策本部との連携</p> <p>市は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。</p> <p>また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、これらの現地対策本部と緊密な連携を図る。</p> <p style="text-indent: 2em;"><u>さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。</u></p>

(3)安否情報システムの利用

◆第2編 第3章 第2節 (87頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p style="text-align: center;">記 載 な し</p>	<p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p><u>4 安否情報システムの利用</u></p> <p>市は、安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、<u>効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行うものとする。</u></p>

2 大阪府における「市町村連絡会議の統合」に伴う変更

◆第3編 第1章 第2節 3 (2)府との情報共有(112頁)中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>(2) 府との情報共有</p> <p>市は、府と連携した対応が行えるよう、「<u>市町村国民保護法制連絡会議</u>」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。</p>	<p>(2) 府との情報共有</p> <p>市は、府と連携した対応が行えるよう、「<u>市町村防災・危機管理担当部課長会議</u>」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。</p>

3 全国瞬時警報システム・とよなか同報通信システム等の整備に伴う変更

◆第2編 第1章 第1節 1 (1)初動指令部の設置 (34頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>(1) 初動指令部の設置</p> <p>ア 府を通じて、武力攻撃等の発生の兆候に関する情報を入手した場合等において、危機管理監は、各部局危機管理担当を招集し、初動指令部を設置する。</p>	<p>(1) 初動指令部の設置</p> <p>ア <u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) (以下「J-ALERT」という。)</u> や、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net) (以下「Em-net」という。)</u> <u>あるいは、</u>府を通じて、武力攻撃等の発生の兆候に関する情報を入手した場合等において、危機管理監は、各部局危機管理担当を招集し、初動指令部を設置する。</p>

◆第2編 第2章 第1節 1 (2)警報の伝達・通知先 (53頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>(2) 警報の伝達・通知先</p> <p>市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に通知する。</p>	<p>(2) 警報の伝達・通知先</p> <p>市長は、知事から警報の通知を受けたとき、<u>あるいは、J-ALERT や Em-net により情報を入手した場合は、</u>直ちに、その内容を住民及び社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に通知する。</p>

(現 行)	(変 更 案)
<p>(3) 警報の伝達方法</p> <p>ア 市長は、原則として、下記要領により、警報を広く伝達する。</p> <p>(ア) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれる場合 原則として、<u>同報系防災行政無線</u>で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>(イ) 一省 略一</p> <p>イ 市長は、<u>同報系防災行政無線</u>以外に、仮に一つの伝達経路が断絶したとしても、他の手段により必要な情報を伝達できるよう、下記の複数の手段により、曜日、時間帯にも配慮し、住民に確実に警報の伝達を行う。</p> <p>① 広報車 ② 電話 ③ ファクシミリ ④ 市ホームページ ⑤ ケーブルテレビ (緊急情報提供システム) <u>⑥ 地域住民組織や関係団体への協力依頼</u> <u>⑦ 登録者への電子メール配信</u> <u>⑧ その他市が保有するあらゆる手段を活用</u></p> <p>ウ 一省 略一 エ 一省 略一 オ 一省 略一</p>	<p>(3) 警報の伝達方法</p> <p>ア 市長は、原則として、下記要領により、警報を広く伝達する。</p> <p>(ア) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれる場合 原則として、<u>とよなか同報通信システム</u>で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>(イ) 一省 略一</p> <p>イ 市長は、<u>とよなか同報通信システム</u>以外に、仮に一つの伝達経路が断絶したとしても、他の手段により必要な情報を伝達できるよう、下記の複数の手段により、曜日、時間帯にも配慮し、住民に確実に警報の伝達を行う。</p> <p>① 広報車 ② 電話 ③ ファクシミリ ④ 市ホームページ ⑤ ケーブルテレビ (緊急情報提供システム) <u>⑥ 地域エフエム</u> <u>⑦ 地域住民組織や関係団体への協力依頼</u> <u>⑧ 登録者への電子メール配信</u> <u>⑨ その他市が保有するあらゆる手段を活用</u></p> <p>ウ 一省 略一 エ 一省 略一 オ 一省 略一</p>

◆第2編 第2章 第2節 2 (2)退避の指示に伴う措置 (60頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>(2) 退避の指示に伴う措置</p> <p>ア 市長は、退避の指示を行ったときは、<u>防災行政無線</u>、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、知事その他関係機関に通知する。なお、市域を越える退避の指示をしたときは、退避先地域を管轄する市長に連絡する。</p>	<p>(2) 退避の指示に伴う措置</p> <p>ア 市長は、退避の指示を行ったときは、<u>とよなか同報通信システム</u>、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、知事その他関係機関に通知する。なお、市域を越える退避の指示をしたときは、退避先地域を管轄する市長に連絡する。</p>

◆第2編 第2章 第3節 2 (5)避難実施要領の伝達・通知 (63頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>(5) 避難実施要領の伝達・通知</p> <p>ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、<u>防災行政無線</u>やインターネット（ホームページへの掲載）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。</p>	<p>(5) 避難実施要領の伝達・通知</p> <p>ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、<u>とよなか同報通信システム</u>やインターネット（ホームページへの掲載）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。</p>

◆第2編 第4章 第7節 1被災情報の収集 (1) (105頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>1 被災情報の収集</p> <p>(1) 市長は、電話、<u>防災行政無線</u>等その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。</p>	<p>1 被災情報の収集</p> <p>(1) 市長は、電話、<u>とよなか同報・移動通信システム</u>等その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。</p>

◆第3編 第1章 第4節 5通信の確保（116頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>5 通信の確保</p> <p>市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる<u>同報系その他の防災行政無線等</u>について、<u>既存の機器の更新時にデジタル化を図るなど</u>、通信体制の整備に努める。</p> <p>また、市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に 行うため、情報伝達ルート多重化や停電等に備えて非常用電源の確保、 災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用して、 情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p>	<p>5 通信の確保</p> <p>市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる、<u>とよなか同報・移動通信システム等の</u>、通信体制の整備に努める。</p> <p>また、市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に 行うため、情報伝達ルート多重化や停電等に備えて非常用電源の確保、 災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用して、 情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p>

◆第3編 第2章 第1節 2 (4)曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確立（120頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>(4) 曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確立</p> <p>ア 市は、夜間、休日等においても警報の伝達等を迅速に対応できるよう、消防本部との連携を強化するとともに、消防本部からも、<u>同報系防災行政無線</u>でのサイレンの吹鳴等を行えるよう<u>機器の配置について検討する。</u></p>	<p>(4) 曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確立</p> <p>ア 市は、夜間、休日等においても警報の伝達等を迅速に対応できるよう、消防本部との連携を強化するとともに、消防本部からも、<u>とよなか同報通信システム</u>でのサイレンの吹鳴等を行えるよう<u>機器を配置する。</u></p>

(現 行)	(変 更 案)
<p>(6) 伝達方法の住民への周知</p> <p>ア 一省 略一</p> <p>イ 伝達体制等の周知</p> <p>市は、住民等への警報の伝達手段（サイレン、<u>防災行政無線</u>、地域住民組織等への協力依頼、ケーブルテレビの緊急テロップ等）や、放送事業者である指定（地方）公共機関がそれぞれの国民保護業務計画で定めるところにより行う警報の内容の放送など、住民の情報収集手段について、住民に対し、あらかじめ周知する。</p>	<p>(6) 伝達方法の住民への周知</p> <p>ア 一省 略一</p> <p>イ 伝達体制等の周知</p> <p>市は、住民等への警報の伝達手段（サイレン、<u>とよなか同報通信システム</u>、地域住民組織等への協力依頼、ケーブルテレビの緊急テロップ等）や、放送事業者である指定（地方）公共機関がそれぞれの国民保護業務計画で定めるところにより行う警報の内容の放送など、住民の情報収集手段について、住民に対し、あらかじめ周知する。</p>

4 本計画に記載された空港整備法等の改正に伴う変更

◆第2編 第4章 第3節 1 (2)対象施設 表(95頁)中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)			(変 更 案)		
(2) 対象施設 —省 略— ① —省 略— ② —省 略—			(2) 対象施設 —省 略— ① —省 略— ② —省 略—		
	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律		政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
①	発電所又は変電所	電気事業法	①	発電所又は変電所	電気事業法
②	ガス工作物	ガス事業法	②	ガス工作物	ガス事業法
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法	③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
⑥	放送用無線設備	放送法	⑥	放送用無線設備	放送法
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法	⑦	水域施設又は係留施設	港湾法
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	<u>空港整備法</u> 及び航空法	⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	<u>空港法</u> 及び航空法
⑨	ダム	河川管理施設等構造令	⑨	ダム	河川管理施設等構造令
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法	⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法

(現 行)	(変 更 案)
<p>⑤ 京阪神地域の中心都市・大阪市、<u>石油コンビナート地区</u>を擁する尼崎市をはじめ、隣接市と市街地によって繋がりにある。</p> <p>—図は省略—</p>	<p>⑤ 京阪神地域の中心都市・大阪市、<u>石油精製関連事業所を多く擁する</u>尼崎市をはじめ、隣接市と市街地によって繋がりにある。</p> <p>—図は省略—</p>

5 本市の機構再編に伴う名称等の変更

◆第3編 第1章 第1節 1各部局等における業務 各部局等における業務表（108～110頁）中 （傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)		(変 更 案)	
部局等名	平素の主な業務	部局等名	平素の主な業務
行財政再建対策室	(略)	行財政再建対策室	(略)
危機管理室	(略)	危機管理室	(略)
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること 	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること ・<u>広報車両の把握に関すること</u>
人権文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)とよなか国際交流協会との連絡調整に関すること ・外国人に対する支援体制の整備に関すること ・<u>自治会との連絡調整に関すること</u> ・所管避難施設の運営体制の整備に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること 	人権文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)とよなか国際交流協会との連絡調整に関すること ・外国人に対する支援体制の整備に関すること ・所管避難施設の運営体制の整備に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
政策企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に関すること ・情報通信システムの整備に関すること ・避難誘導體制の整備に関すること ・市長部局等における警報等の伝達体制に関すること ・<u>広報車両の把握に関すること</u> ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること 	政策企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に関すること ・情報通信システムの整備に関すること ・避難誘導體制の整備に関すること ・<u>自治会との連絡調整に関すること</u> ・市長部局等における警報等の伝達体制に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
環境部	(略)	環境部	(略)
財務部	(略)	財務部	(略)
市民生活部	(略)	市民生活部	(略)
健康福祉部	(略)	健康福祉部	(略)
こども未来部	(略)	こども未来部	(略)
まちづくり推進部	(略)		

<u>土木下水道部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況の把握、対策に関すること ・<u>下水道機能の確保に関すること</u> ・水防に関すること ・応急仮設住宅の建設用地に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること 	まちづくり推進部	(略)
会計室	(略)	<u>土木部</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況の把握、対策に関すること ・水防に関すること ・応急仮設住宅の建設用地に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
豊中病院	(略)	会計室	(略)
<u>水道局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の警戒等の予防対策に関すること ・応急給水に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること 	豊中病院	(略)
消防本部	(略)	<u>上下水道局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の警戒等の予防対策に関すること ・応急給水に関すること ・<u>下水道機能の確保に関すること</u> ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
教育委員会	(略)	消防本部	(略)
農業委員会事務局	(略)	教育委員会	(略)
各行政委員会事務局	(略)	農業委員会事務局	(略)
		各行政委員会事務局	(略)

6 表現方法及び語句の記載に関する変更

◆第1編 第1章 第2節 **1 武力攻撃事態対処法**（4頁）中

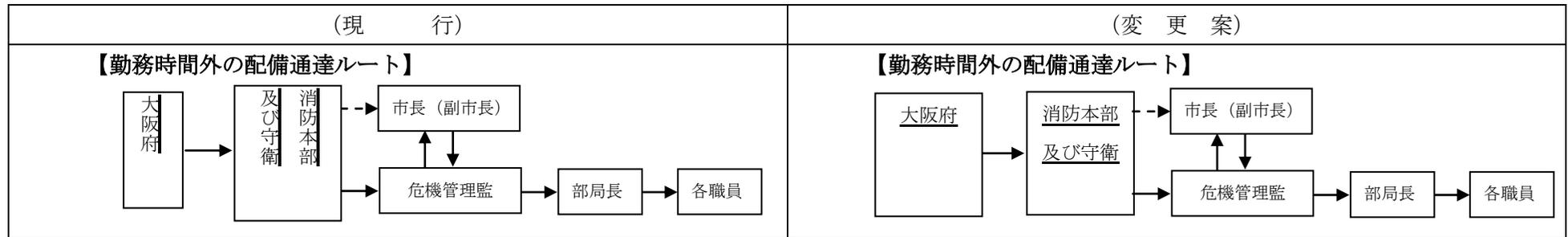
（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>1 武力攻撃事態対処法</p> <p>平成15年（2003年）6月、有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）が成立し施行<u>されました</u>。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。</p>	<p>1 武力攻撃事態対処法</p> <p>平成15年（2003年）6月、有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）が成立し施行<u>された</u>。この法律は、武力攻撃事態等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、対処手続などの基本的事項が規定されている。</p>

◆第1編 第4章 第3節 **2 主な一般道路**（21頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>2 主な一般道路</p> <p>市域を東西方向に、大阪中央環状線、西宮豊中線-国道479号線（内環状線）、南北方向に国道176号線、国道423号線、大阪<u>南池田線</u>が通っており、この5路線を基幹として、東西に旧大阪中央環状線、<u>原田伊丹線</u>、勝部寺内線、庄本牛立線、南北に<u>阪急西側線</u>、神崎刀根山線を配置し、都市幹線道路ネットワークが形成されている。</p>	<p>2 主な一般道路</p> <p>市域を東西方向に、<u>主要地方道</u>大阪中央環状線、<u>大阪府道</u>西宮豊中線-国道479号線（内環状線）、南北方向に国道176号線、国道423号線、<u>主要地方道</u>大阪<u>池田線</u>が通っており、<u>大阪府地域防災計画で緊急交通路として指定された</u>この5路線を基幹として、東西に<u>主要地方道</u>旧大阪中央環状線、<u>主要地方道</u>伊丹豊中線、<u>豊中市道</u>原田伊丹線-<u>豊中市道</u>勝部寺内線、<u>府道</u>庄本牛立線、南北に<u>主要地方道</u>豊中<u>亀岡線</u>-<u>豊中市道</u>曾根箕面線、<u>豊中市道</u>神崎刀根山線を配置し、都市幹線道路ネットワークが形成されている。</p>



(現 行)	(変 更 案)
<p>(2) NBC攻撃における避難</p> <p>ア 核兵器を用いた攻撃の場合</p> <p><u>被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。</u>また、熱線・爆風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射線降下物は爆心地付近から、逐次、風下方向に拡散して、被害をもたらす。</p> <p>—以下省略—</p> <p>イ 生物兵器を用いた攻撃の場合</p> <p>生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、<u>既に被害が拡大している可能性があるが、</u>攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難させる。</p> <p>ウ 化学兵器を用いた攻撃の場合</p> <p><u>化学剤は、一般的には、</u>地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をほうように広がる。また、特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。</p> <p>このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p>	<p>(2) NBC攻撃における避難</p> <p>ア 核兵器を用いた攻撃の場合</p> <p><u>当初の被害は、</u>主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。また、熱線・爆風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射線降下物は爆心地付近から、逐次、風下方向に拡散して、被害をもたらす。</p> <p>—以下省略—</p> <p>イ 生物兵器を用いた攻撃の場合</p> <p>生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、<u>既に被害が拡大している可能性もあるが、</u>攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難させる。</p> <p>ウ 化学兵器を用いた攻撃の場合</p> <p><u>化学剤は、一般的に、</u>地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をほうように広がる。また、特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。</p> <p>このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p>

◆第2編 第3章 第2節 4 日本赤十字社に対する協力（87頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>4 日本赤十字社に対する協力 市長は、保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理、回答することとされている日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力を行う。</p>	<p>5 日本赤十字社に対する協力 市長は、保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理、回答することとされている日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力を行う。</p>

◆第2編 第3章 第2節 5 個人情報の保護への配慮（88頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>5 個人情報の保護への配慮 市長は、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する。</p>	<p>6 個人情報の保護への配慮 市長は、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する。</p>

7 統計数値の変更

◆第1編 第4章 第1節 4土地利用（19頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>4 土地利用</p> <p><u>平成12年（2000年）</u>時点で、市街地は<u>68.6%</u>、普通緑地（公園、グラウンド等）<u>13.7%</u>、農地・山林が<u>2.0%</u>となっており、土地利用の現況をみると、住宅地が市域全体の<u>57%</u>を占め、中心的な利用となっている。</p>	<p>4 土地利用</p> <p><u>平成18年（2006年）</u>時点で、市街地は<u>61.7%</u>、普通緑地（公園、グラウンド等）<u>15.8%</u>、農地・山林が<u>4.0%</u>となっており、土地利用の現況をみると、住宅地が市域全体の<u>51%</u>を占め、中心的な利用となっている。<u>（都市計画基礎調査『土地利用現況調査』より）</u></p>

◆第1編 第4章 第2節 1常住人口（19～20頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>1 常住人口</p> <p>本市の人口・世帯数は、<u>386,610人、161,209世帯（平成17年（2005年）国勢調査速報値）</u>で、人口は、昭和62年（1987年）の41万7千人をピークに減少を続けている。</p> <p>人口構成は、65歳以上の人口は増加傾向にあり、0～14歳の人口は大きく減少するなど、少子高齢化の傾向が急速に進んでいる状況がうかがえる。</p>	<p>1 常住人口</p> <p>本市の人口・世帯数は、<u>388,544人、167,194世帯（平成21年（2009年）国勢調査推計値）</u>で、人口は、昭和62年（1987年）の41万7千人をピークに減少を続けている。</p> <p>人口構成は、65歳以上の人口は増加傾向にあり、0～14歳の人口は大きく減少するなど、少子高齢化の傾向が急速に進んでいる状況がうかがえる。</p>

◆第1編 第4章 第2節 1 常住人口 人口の推移表（20頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)						(変 更 案)					
人口の推移						人口の推移					
単位：人						単位：人					
区 分	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	区 分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成21年 (2009年)
総 人 口	<u>413,213</u>	409,837	398,908	391,726	<u>392,875</u>	総 人 口	409,837	398,908	391,726	<u>386,623</u>	<u>394,714</u>
0歳～14歳	<u>87,529</u> 21.2%	70,762 17.3%	59,817 15.0%	55,438 14.2%	<u>54,532</u> 13.9%	0歳～14歳	70,762 17.3%	59,817 15.0%	55,438 14.2%	<u>53,720</u> 13.9%	<u>54,677</u> 13.9%
15歳～64歳	<u>295,229</u> 71.4%	302,574 73.8%	294,342 73.8%	279,194 71.3%	<u>267,739</u> 68.1%	15歳～64歳	302,574 73.8%	294,342 73.8%	279,194 71.3%	<u>261,477</u> 67.6%	<u>256,384</u> 65.0%
65歳以上	<u>29,870</u> 7.2%	35,236 8.6%	44,408 11.1%	56,598 14.4%	<u>70,604</u> 18.0%	65歳以上	35,236 8.6%	44,408 11.1%	56,598 14.4%	<u>71,067</u> 18.4%	<u>83,653</u> 21.2%
<u>40歳～64歳未満</u>	<u>158,307</u> 38.3%	146,136 35.7%	148,579 37.2%	139,449 35.6%	<u>135,772</u> 34.6%	<u>40歳～64歳</u>	146,136 35.7%	148,579 37.2%	139,449 35.6%	<u>133,549</u> 34.5%	<u>133,390</u> 33.8%
<u>65歳～74歳未満</u>	<u>18,663</u> 4.5%	21,218 5.2%	28,182 7.1%	36,376 9.3%	<u>43,572</u> 11.1%	<u>65歳～74歳</u>	21,218 5.2%	28,182 7.1%	36,376 9.3%	<u>43,686</u> 11.3%	<u>49,158</u> 12.5%
75歳以上	<u>11,207</u> 2.7%	14,018 3.4%	16,226 4.1%	20,222 5.2%	<u>27,032</u> 6.9%	75歳以上	14,018 3.4%	16,226 4.1%	20,222 5.2%	<u>27,381</u> 7.1%	<u>34,495</u> 8.7%
注) 下段は構成比						注) 下段は構成比					
資料：国勢調査						資料：国勢調査					
※平成17年(2005年)は、10月1日現在の住民基本台帳と外国人登録人口の合計						※平成21年(2009年)は、10月1日現在の住民基本台帳と外国人登録人口の合計					

◆第1編 第4章 第2節 2 高齢者等の状況 (20頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>2 高齢者等の状況</p> <p>65歳以上の人口は、<u>70,604人</u>で、うち一人暮らしの高齢者数については、<u>19,750人</u> (平成17年(2005年)10月1日現在・住民基本台帳)で、高齢者人口の約<u>28.0%</u>となっている。なお、高齢者のみの世帯数は、<u>17,166世帯</u>となっている。</p> <p>また、介護保険要介護認定者数は、<u>12,193人</u> (平成17年(2005年)10月1日現在)となっており、障害者(児)の人数は、<u>17,749人</u> (平成17年(2005年)3月末現在)となっている。</p>	<p>2 高齢者等の状況</p> <p>65歳以上の人口は、<u>83,653人</u>で、うち一人暮らしの高齢者数については、<u>24,690人</u> (平成21年(2009年)10月1日現在・住民基本台帳と外国人登録人口の合計)で、高齢者人口の約<u>29.7%</u>となっている。なお、高齢者のみの世帯数は、<u>41,021世帯</u>となっている。(平成21年(2009年)10月7日現在65歳以上老人世帯数「校区別」統計表)</p> <p>また、介護保険要介護認定者数は、<u>15,514人</u> (平成22年(2010年)7月末現在)となっており、障害者(児)の人数は、<u>17,741人</u> (平成22年(2010年)3月末現在)となっている。</p>

◆第1編 第4章 第2節 3 外国人登録者数 (20頁) 中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>3 外国人登録者数</p> <p>本市に在住する外国人は、<u>5,016人</u>で、市人口の<u>1.3%</u>を占めている。国籍別では、多い順で、①韓国・朝鮮 (<u>2,652人、52.9%</u>)、②中国 (<u>1,094人、21.8%</u>)、③フィリピン (<u>144人、2.9%</u>)、④タイ (<u>65人、1.3%</u>)、⑤インド (<u>61人、1.2%</u>) となっている (平成17年(2005年)3月末現在)。</p>	<p>3 外国人登録者数</p> <p>本市に在住する外国人は、<u>4,774人</u>で、市人口の<u>1.2%</u>を占めている。国籍別では、多い順で、①韓国・朝鮮 (<u>2,402人、50.3%</u>)、②中国 (<u>1,167人、24.4%</u>)、③フィリピン (<u>174人、3.6%</u>)、④タイ (<u>62人、1.3%</u>)、⑤インド (<u>45人、0.9%</u>) となっている (平成21年(2009年)12月末現在)。</p>

◆第1編 第4章 第2節 4 昼間人口（20頁～21頁）中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>4 昼間人口</p> <p>昼間人口は、<u>342,924人</u>で、夜間人口（常住人口）に対する昼間人口の比率は、<u>87.5%</u>である。</p> <p>市外への流出人口は、<u>123,008人</u>で、流出先別では、多い順に、①大阪市<u>67,568人</u>（54.9%）、②吹田市<u>13,364人</u>（10.9%）、③箕面市<u>5,877人</u>（4.8%）、④池田市<u>4,307人</u>（3.5%）、⑤尼崎市<u>3,573人</u>（2.9%）となっている。</p> <p>市内への流入人口は、<u>75,187人</u>で、多い順に、①大阪市<u>13,656人</u>（18.2%）、②吹田市<u>7,127人</u>（9.5%）、③池田市<u>6,462人</u>（8.6%）、④箕面市<u>6,729人</u>（8.9%）、⑤川西市<u>4,297人</u>（5.7%）となっている（平成12年（2000年）国勢調査）。</p>	<p>4 昼間人口</p> <p>昼間人口は、<u>341,739人</u>で、夜間人口（常住人口）<u>386,623人</u>に対する昼間人口の比率は、<u>88.4%</u>である。</p> <p>市外への流出人口は、<u>116,122人</u>で、流出先別では、多い順に、①大阪市<u>61,856人</u>（53.3%）、②吹田市<u>13,085人</u>（11.3%）、③箕面市<u>5,811人</u>（5.0%）、④池田市<u>4,392人</u>（3.8%）、⑤尼崎市<u>3,278人</u>（2.8%）となっている。</p> <p>市内への流入人口は、<u>72,269人</u>で、多い順に、①大阪市<u>12,818人</u>（17.7%）、②吹田市<u>8,180人</u>（11.3%）、③箕面市<u>7,059人</u>（9.8%）、④池田市<u>5,939人</u>（8.2%）、⑤尼崎市<u>4,000人</u>（5.5%）となっている（平成17年（2005年）国勢調査）。</p>

◆第1編 第4章 第2節 5 人口密度（21頁）中

(傍線の箇所は、変更部分を示す。)

(現 行)	(変 更 案)
<p>5 人口密度</p> <p>本市の人口密度は、<u>10,767.62人/km²</u>で、全国の市町村（東京都特別区を含む。）のうち、<u>9番目</u>に高い数値となっている（平成12年（2000年）国勢調査）。</p>	<p>5 人口密度</p> <p>本市の人口密度は、<u>10,627.35人/km²</u>で、全国の市町村（東京都特別区を含む。）のうち、<u>10番目</u>に高い数値となっている（平成17年（2005年）国勢調査）。</p>

◆第1編 第4章 第3節 3鉄道・バス 市内各駅の乗降客数表（22頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)							(変 更 案)								
<p>【市内各駅の乗降客数】 (平成16年(2004年)、単位：万人/日) <u>平成17年(2005年)</u> 版豊中市統計書</p>							<p>【市内各駅の乗降客数】 (平成20年(2008年)、単位：万人/日) <u>平成21年(2009年)</u> 版豊中市統計書</p>								
阪急電鉄	庄内	服部	曾根	岡町	豊中	蛍池	阪急電鉄	庄内	服部	曾根	岡町	豊中	蛍池		
	<u>3.5</u>	2.6	2.6	<u>2.0</u>	<u>5.4</u>	<u>3.5</u>		<u>3.4</u>	2.6	2.6	<u>1.9</u>	<u>5.3</u>	<u>3.9</u>		
北大阪急行電鉄		緑地公園	千里中央						北大阪急行電鉄		緑地公園	千里中央			
		3.4	<u>8.8</u>								3.4	<u>8.9</u>			
大阪高速鉄道	大阪空港	蛍池	柴原	少路	千里中央		大阪高速鉄道	大阪空港	蛍池	柴原	少路	千里中央			
	<u>1.5</u>	<u>1.9</u>	<u>0.7</u>	<u>0.5</u>	<u>2.8</u>			<u>1.3</u>	<u>2.2</u>	<u>0.9</u>	<u>0.9</u>	<u>3.3</u>			

◆第1編 第4章 第3節 4空港（22頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>4 空港 本市には、国土交通大臣が直轄で管理・運営する<u>第1種空港</u>の大阪国際空港がある。当空港は、国内主要都市に向け<u>34路線</u>（平成15年(2003年)7月）が就航し、年間に<u>19,317千人</u>の利用客、<u>160,171千トン</u>の航空貨物の取扱いがあり、人流・物流の重要な拠点となっている（平成17年(2005年)版豊中市統計書）。</p>	<p>4 空港 本市には、国土交通大臣が直轄で管理・運営する<u>国内線の基幹空港</u>として大阪国際空港がある。当空港は、国内主要都市に向け<u>31路線</u>（平成22年(2010年)8月現在大阪国際空港HP）が就航し、年間に<u>15,633千人</u>の利用客、<u>133,406千トン</u>の航空貨物の取扱いがあり、人流・物流の重要な拠点となっている（平成21年(2009年)版豊中市統計書）。</p>

◆第1編 第4章 第4節 1建物（23頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

（現 行）	（変 更 案）
<p>1 建物</p> <p>本市の建物棟数は、<u>約86,800 棟</u>（平成17年（2005年）4月1日現在）で、このうち木造建物は<u>約59,000 棟</u>と全建物の<u>約68%</u>に当たる。用途別では、住居系建物が<u>約73,000 棟</u>、非住居系建物が<u>13,800 棟</u>である。</p>	<p>1 建物</p> <p>本市の建物棟数は、<u>約89,878 棟</u>（平成22年（2010年）4月現在）で、このうち木造建物は<u>約60,334 棟</u>と全建物の<u>約67.13%</u>に当たる。用途別では、住居系建物が<u>約75,053 棟</u>、非住居系建物が<u>14,825 棟</u>である。</p>

◆第1編 第4章 第4節 2保育所等の状況（23頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

（現 行）	（変 更 案）																														
<p>2 保育所等の状況</p> <p>市内の保育所等の状況は、以下のとおりである（<u>平成17年（2005年）</u>版豊中市統計書）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">数</th> <th style="text-align: center;">園児・児童・生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所</td> <td style="text-align: center;"><u>66</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,301人</u></td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;"><u>7,640人</u></td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;"><u>21,578人</u></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;"><u>10,384人</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	数	園児・児童・生徒数	保育所	<u>66</u>	<u>4,301人</u>	幼稚園	43	<u>7,640人</u>	小学校	42	<u>21,578人</u>	中学校	21	<u>10,384人</u>	<p>2 保育所等の状況</p> <p>市内の保育所等の状況は、以下のとおりである（<u>平成21年（2009年）</u>版豊中市統計書）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">数</th> <th style="text-align: center;">園児・児童・生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所</td> <td style="text-align: center;"><u>60</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,531人</u></td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;"><u>7,429人</u></td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;"><u>22,249人</u></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;"><u>10,751人</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	数	園児・児童・生徒数	保育所	<u>60</u>	<u>4,531人</u>	幼稚園	43	<u>7,429人</u>	小学校	42	<u>22,249人</u>	中学校	21	<u>10,751人</u>
区分	数	園児・児童・生徒数																													
保育所	<u>66</u>	<u>4,301人</u>																													
幼稚園	43	<u>7,640人</u>																													
小学校	42	<u>21,578人</u>																													
中学校	21	<u>10,384人</u>																													
区分	数	園児・児童・生徒数																													
保育所	<u>60</u>	<u>4,531人</u>																													
幼稚園	43	<u>7,429人</u>																													
小学校	42	<u>22,249人</u>																													
中学校	21	<u>10,751人</u>																													

◆第1編 第4章 第4節 3 社会福祉施設・医療施設（23頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>3 社会福祉施設・医療施設</p> <p>本市における社会福祉施設の状況は、高齢者関係<u>64施設</u>、障害者関係<u>31施設</u>、児童関係<u>48施設</u>、その他<u>3施設</u>となっている（平成15年（2003年）10月1日現在）。</p> <p>医療施設については、病院<u>19施設</u>（病床数3,688）、有床診療所<u>23施設</u>（病床数145）、無床診療所<u>361</u>、歯科診療所<u>230</u>となっている（平成17年（2005年）版豊中市統計書）。</p>	<p>3 社会福祉施設・医療施設</p> <p>本市における社会福祉施設の状況は、高齢者関係<u>134施設</u>、障害者関係<u>42施設</u>、児童関係<u>49施設</u>、その他<u>1施設</u>となっている（平成22年（2010年）4月1日現在）。</p> <p>医療施設については、病院<u>21施設</u>（病床数4,209）、有床診療所<u>20施設</u>（病床数143）、無床診療所<u>380</u>、歯科診療所<u>249</u>となっている（平成21年（2009年）版豊中市統計書）。</p>

◆第1編 第4章 第4節 4 千里中央地区（23頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>4 千里中央地区</p> <p>千里中央地区は、千里ニュータウンの中心としてだけでなく、北大阪地域の新都心として商業・業務、文化、学術、行政サービス機能が集積し、情報発信や人々の交流拠点となっている。</p> <p>— 中 略 —</p> <p>さらに、千里中央地区は阪急バスの発着の拠点として、<u>約4.1万人／日</u>（平成17年（2005年）版豊中市統計書）の乗降客数があり、千里ニュータウン内をはじめ、周辺各地に向けて路線が設定されている。</p> <p>その他、千里中央地区には、地下街がある。延べ面積は、3,292m²である（消防法施行令別表第1第16の2項）。</p>	<p>4 千里中央地区</p> <p>千里中央地区は、千里ニュータウンの中心としてだけでなく、北大阪地域の新都心として商業・業務、文化、学術、行政サービス機能が集積し、情報発信や人々の交流拠点となっている。</p> <p>— 中 略 —</p> <p>さらに、千里中央地区は阪急バスの発着の拠点として、<u>約3.9万人／日</u>（平成21年（2009年）版豊中市統計書）の乗降客数があり、千里ニュータウン内をはじめ、周辺各地に向けて路線が設定されている。</p> <p>その他、千里中央地区には、地下街がある。延べ面積は、3,292m²である（消防法施行令別表第1第16の2項）。</p>

◆第1編 第4章 第4節 5自治会（24頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>5 自治会</p> <p><u>平成18年（2006年）4月末現在、509組織</u>が結成されており、組織率は、<u>51.7%</u>となっている。</p>	<p>5 自治会</p> <p><u>平成22年（2010年）4月末現在、508組織</u>が結成されており、組織率は、<u>48.5%</u>となっている。</p>

◆第1編 第4章 第4節 6自主防災組織（24頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>6 自主防災組織</p> <p><u>平成18年（2006年）4月末現在、150組織</u>が結成されており、組織率は、<u>75.7%</u>となっている。</p>	<p>6 自主防災組織</p> <p><u>平成22年（2010年）4月1日現在、155組織</u>が結成されており、組織率は、<u>75.5%</u>となっている。</p>

◆第1編 第4章 第4節 7自動車登録台数（24頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)	(変 更 案)
<p>7 自動車登録台数</p> <p><u>平成17年（2005年）3月末現在</u>、市内で登録されている自動車数は、<u>93,749台</u>、軽自動車数（2輪車含む。）は、<u>70,359台</u>となっている。</p>	<p>7 自動車登録台数</p> <p><u>平成21年（2009年）4月1日現在</u>、市内で登録されている自動車数は、<u>87,721台</u>、軽自動車数（2輪車含む。）は、<u>73,511台</u>となっている。</p>

◆第4編 第1節 ①大阪国際空港の利用状況表（129頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

（現 行）	（変 更 案）
<p>① 国内線の基幹空港である大阪国際空港が位置する。</p> <p>路線：国内主要都市へ <u>34 路線</u>（平成 15 年（2003 年）7 月現在近畿地方整備局HP）</p> <p>利用客：<u>19,317 千人／年</u>（5.3 万人／日）</p> <p>航空貨物取扱量：<u>160,171 千トン／年</u></p> <p style="text-align: center;">（平成17年（2005年）版豊中市統計書）</p>	<p>① 国内線の基幹空港である大阪国際空港が位置する。</p> <p style="text-align: center;">【大阪国際空港の利用状況】</p> <p>路線：国内主要都市へ <u>31 路線</u>（平成 22 年（2010 年）8 月現在大阪国際空港HP）</p> <p>利用客：<u>15,633 千人／年</u>（4.3 万人／日）</p> <p>航空貨物取扱量：<u>133,406 千トン／年</u></p> <p style="text-align: center;">（平成21年（2009年）版豊中市統計書）</p>

◆第4編 第1節 ②公共交通機関の乗降客数の状況表（129頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

（現 行）	（変 更 案）												
<p>② 北大阪地域の新都心と位置付けられる千里中央地区を擁する。</p> <p style="text-align: center;">【公共交通機関の乗降客数の状況】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>北大阪急行</td> <td style="text-align: center;"><u>8.8 万人／日</u>（平成 16 年（2004 年））</td> </tr> <tr> <td>大阪モノレール</td> <td style="text-align: center;"><u>2.8 万人／日</u>（平成 16 年（2004 年））</td> </tr> <tr> <td>阪急バス</td> <td style="text-align: center;"><u>4.1 万人／日</u>（平成 15 年（2003 年））</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（平成17年（2005年）版豊中市統計書）</p>	北大阪急行	<u>8.8 万人／日</u> （平成 16 年（2004 年））	大阪モノレール	<u>2.8 万人／日</u> （平成 16 年（2004 年））	阪急バス	<u>4.1 万人／日</u> （平成 15 年（2003 年））	<p>② 北大阪地域の新都心と位置付けられる千里中央地区を擁する。</p> <p style="text-align: center;">【公共交通機関の乗降客数の状況】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>北大阪急行</td> <td style="text-align: center;"><u>8.9 万人／日</u>（平成 20 年（2008 年））</td> </tr> <tr> <td>大阪モノレール</td> <td style="text-align: center;"><u>3.3 万人／日</u>（平成 20 年（2008 年））</td> </tr> <tr> <td>阪急バス</td> <td style="text-align: center;"><u>3.9 万人／日</u>（平成 20 年（2008 年））</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（平成21年（2009年）版豊中市統計書）</p>	北大阪急行	<u>8.9 万人／日</u> （平成 20 年（2008 年））	大阪モノレール	<u>3.3 万人／日</u> （平成 20 年（2008 年））	阪急バス	<u>3.9 万人／日</u> （平成 20 年（2008 年））
北大阪急行	<u>8.8 万人／日</u> （平成 16 年（2004 年））												
大阪モノレール	<u>2.8 万人／日</u> （平成 16 年（2004 年））												
阪急バス	<u>4.1 万人／日</u> （平成 15 年（2003 年））												
北大阪急行	<u>8.9 万人／日</u> （平成 20 年（2008 年））												
大阪モノレール	<u>3.3 万人／日</u> （平成 20 年（2008 年））												
阪急バス	<u>3.9 万人／日</u> （平成 20 年（2008 年））												

◆第4編 第1節 ④全国主要都市人口密度の上位10都市表（131頁）中

（傍線の箇所は、変更部分を示す。）

(現 行)				(変 更 案)																																																																																											
④ 人口密度が高い。				④ 人口密度が高い。																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市名</th> <th>所在都道府県</th> <th>人口密度（人/km²）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>蕨市</td> <td>埼玉県</td> <td><u>13,933.9</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>東京区部</u></td> <td>東京都</td> <td><u>13,093.0</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>武蔵野市</td> <td>東京都</td> <td><u>12,651.1</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>守口市</u></td> <td><u>大阪府</u></td> <td><u>11,963.7</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>狛江市</u></td> <td>東京都</td> <td><u>11,848.4</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大阪市</td> <td>大阪府</td> <td><u>11,743.2</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>西東京市</u></td> <td><u>東京都</u></td> <td><u>11,412.3</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>門真市</u></td> <td><u>大阪府</u></td> <td><u>11,046.3</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><u>豊中市</u></td> <td>大阪府</td> <td><u>10,767.6</u></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td><u>三鷹市</u></td> <td><u>東京都</u></td> <td><u>10,400.7</u></td> </tr> </tbody> </table>					市名	所在都道府県	人口密度（人/km ² ）	1	蕨市	埼玉県	<u>13,933.9</u>	2	<u>東京区部</u>	東京都	<u>13,093.0</u>	3	武蔵野市	東京都	<u>12,651.1</u>	4	<u>守口市</u>	<u>大阪府</u>	<u>11,963.7</u>	5	<u>狛江市</u>	東京都	<u>11,848.4</u>	6	大阪市	大阪府	<u>11,743.2</u>	7	<u>西東京市</u>	<u>東京都</u>	<u>11,412.3</u>	8	<u>門真市</u>	<u>大阪府</u>	<u>11,046.3</u>	9	<u>豊中市</u>	大阪府	<u>10,767.6</u>	10	<u>三鷹市</u>	<u>東京都</u>	<u>10,400.7</u>	<p>【全国主要都市人口密度の上位10都市】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市名</th> <th>所在都道府県</th> <th>人口密度（人/km²）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>蕨市</td> <td>埼玉県</td> <td><u>13,727.5</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>特別区部</u></td> <td>東京都</td> <td><u>13,663.2</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>武蔵野市</td> <td>東京都</td> <td><u>12,816.9</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>狛江市</u></td> <td><u>東京都</u></td> <td><u>12,256.5</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>西東京市</u></td> <td>東京都</td> <td><u>11,970.7</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>大阪市</td> <td>大阪府</td> <td><u>11,835.6</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>守口市</u></td> <td><u>大阪府</u></td> <td><u>11,584.1</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>三鷹市</u></td> <td><u>東京都</u></td> <td><u>10,728.2</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><u>門真市</u></td> <td>大阪府</td> <td><u>10,725.2</u></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td><u>豊中市</u></td> <td><u>大阪府</u></td> <td><u>10,627.4</u></td> </tr> </tbody> </table>					市名	所在都道府県	人口密度（人/km ² ）	1	蕨市	埼玉県	<u>13,727.5</u>	2	<u>特別区部</u>	東京都	<u>13,663.2</u>	3	武蔵野市	東京都	<u>12,816.9</u>	4	<u>狛江市</u>	<u>東京都</u>	<u>12,256.5</u>	5	<u>西東京市</u>	東京都	<u>11,970.7</u>	6	大阪市	大阪府	<u>11,835.6</u>	7	<u>守口市</u>	<u>大阪府</u>	<u>11,584.1</u>	8	<u>三鷹市</u>	<u>東京都</u>	<u>10,728.2</u>	9	<u>門真市</u>	大阪府	<u>10,725.2</u>	10	<u>豊中市</u>	<u>大阪府</u>	<u>10,627.4</u>
	市名	所在都道府県	人口密度（人/km ² ）																																																																																												
1	蕨市	埼玉県	<u>13,933.9</u>																																																																																												
2	<u>東京区部</u>	東京都	<u>13,093.0</u>																																																																																												
3	武蔵野市	東京都	<u>12,651.1</u>																																																																																												
4	<u>守口市</u>	<u>大阪府</u>	<u>11,963.7</u>																																																																																												
5	<u>狛江市</u>	東京都	<u>11,848.4</u>																																																																																												
6	大阪市	大阪府	<u>11,743.2</u>																																																																																												
7	<u>西東京市</u>	<u>東京都</u>	<u>11,412.3</u>																																																																																												
8	<u>門真市</u>	<u>大阪府</u>	<u>11,046.3</u>																																																																																												
9	<u>豊中市</u>	大阪府	<u>10,767.6</u>																																																																																												
10	<u>三鷹市</u>	<u>東京都</u>	<u>10,400.7</u>																																																																																												
	市名	所在都道府県	人口密度（人/km ² ）																																																																																												
1	蕨市	埼玉県	<u>13,727.5</u>																																																																																												
2	<u>特別区部</u>	東京都	<u>13,663.2</u>																																																																																												
3	武蔵野市	東京都	<u>12,816.9</u>																																																																																												
4	<u>狛江市</u>	<u>東京都</u>	<u>12,256.5</u>																																																																																												
5	<u>西東京市</u>	東京都	<u>11,970.7</u>																																																																																												
6	大阪市	大阪府	<u>11,835.6</u>																																																																																												
7	<u>守口市</u>	<u>大阪府</u>	<u>11,584.1</u>																																																																																												
8	<u>三鷹市</u>	<u>東京都</u>	<u>10,728.2</u>																																																																																												
9	<u>門真市</u>	大阪府	<u>10,725.2</u>																																																																																												
10	<u>豊中市</u>	<u>大阪府</u>	<u>10,627.4</u>																																																																																												
<p>【平成12年(2000年)国勢調査。西東京市（平成13年(2001年)1月に田無市、保谷市が合併）】</p>				<p>【平成17年(2005年)国勢調査】</p>																																																																																											